

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No345号 2014.01.06
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.co>

12月24日 客乗裁判が結審

高裁は高い見識を示せ! 法廷で原告が最後の訴え ～判決日は5月15日に～

客乗裁判は、12月24日、裁判官への最後の訴えである意見陳述を行い結審しました。意見陳述は、原告3名と代理人1名により行われ、その後、裁判長から、判決日は5月15日と告げられ閉廷しました。

当日の裁判所前での宣伝行動・傍聴券を求める列・裁判後の報告集会ともすべて200名を上回る仲間の参加があり、この裁判の勝利を願う熱気を感じました。

今後の道標となる高い見識と 公正な判断を求める

口頭弁論では4名が意見陳述。与えられた40分間を最大限使い、最後の訴えをしました。

原告の林さんは、「解雇が、日本航空の異常な労務政策の集大成として、破たんを口実に行われた」こと、Aさんは、「会社の勝手な基準で解雇され、一番弱い立場の病欠者が会社から放り出され、大変な思いをしている」こと、氏家さんは、「30数年一日も欠勤せず働き続けてきた。解雇されたことで、その後の生活設計が大きく狂い、不安な毎日を送っている」ことなどを切々と訴えました。

今村弁護士は、「会社は人員体制が達成していたことを隠して解雇を強行。信義則違反と不当労働行為の連鎖・



(写真) 日比谷コンベンションホールにて開かれた報告集会

集中のもとに行われた解雇である」と述べ、最後に「裁判所が今後の道標となるような高い見識と公正な判断を願う」と締めくくりました。

法廷での闘いはやり尽くした 判決までできる事をやり抜こう

220名が参加した報告集会では、原告側が、被告が反論できない動かしがたい証拠を出したことや、被告の信義則違反を徹底的に暴いたこと等、すべてをやり切ってきたことに確信を持ちました。そして、判決までの数か月間、できる限りの行動をして行く事を誓いました。



(写真) 支援者に送られ入廷する原告

傷病者を、解雇基準の一番に設定し 解雇したことは、非情で理不尽です

～傷病基準で解雇されたAさんの意見陳述の要旨～

- 休職者が解雇されることの苦しみは、家族も巻き込みどれほど悲惨なものであるかを、一人一人の実情をよく見て頂きたい。
- 勤務の不規則性とストレスから、体調不良になり、ある日突然倒れ、それから解雇に至るまで休職を余儀なくされました。辛い闘病中は、「戻る職場がある、早く仕事に復帰したい」その思いだけを心の支えにして治療してきました。
- 体調も安定し、復帰のめどがついた矢先に、解雇基準が発表され、管理職から退職強要を受け、精神的に追い詰められました。
- 主治医からの就労可能な診断書が出て、産業医との面談も予定されました。しかし、解雇予告の翌日に延期されたため、復帰に向けての手続きはすべて中止となりました。
- 職場に戻りたいという願いは叶わず、大みそかに解雇され、回復していた体調をまた大きく崩しました。体調も不安定な上、年齢的にも就職は厳しい状況です。
- 会社が決めた期間にたまたま休んだ者、復帰が間近だった者、病気を抱えたままの者が解雇基準の一番に設定され、非情にも解雇されました。
- 1780名が新規採用される中、どうして私たちが戻れないのでしょうか。
- 一審判決は事実から目を背け解雇を認めました。解雇された時以上に強い衝撃を受けました。東京高裁は事実に基づく公正な判決をお願い致します。

今年最後の銀座デモで大アピール

報告集会後、今年最後の銀座デモ行進をしました。銀座の街にシュプレが鳴り響き、クリスマスイブを楽しむ多くの人々がデモに注目していました。

